

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速 (特に低所得の方々)」 「適切 (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】 令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】 令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- ・減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒しで給付
- ・自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

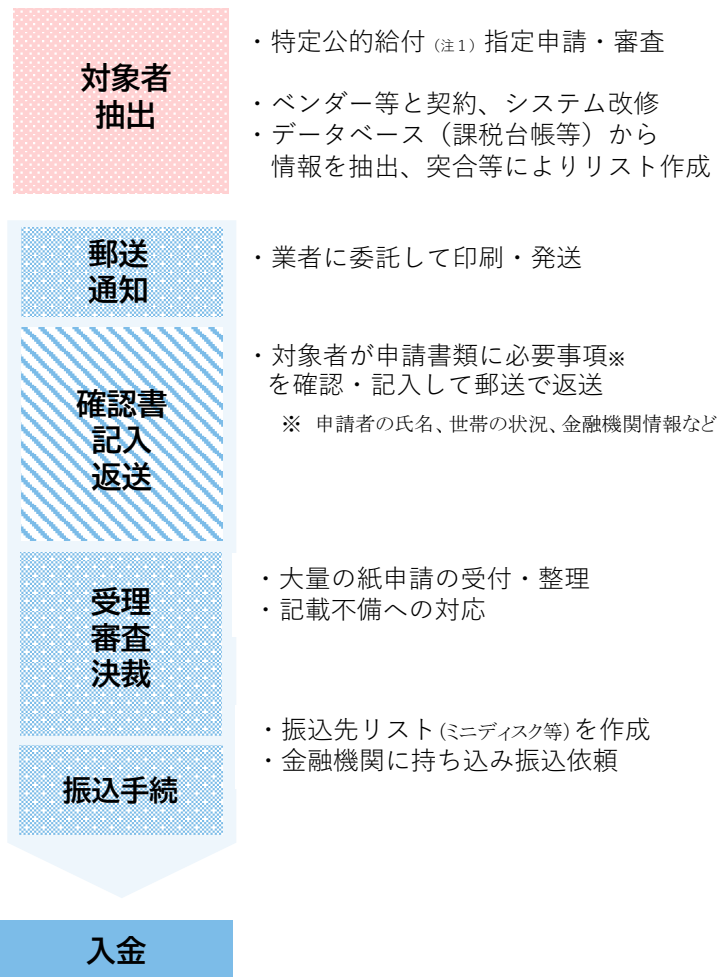
(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

デジタルの積極的活用による簡素・迅速な給付

- 補正予算に盛り込んだ「7万円給付」（住民税非課税世帯向け）は、迅速な支給に向けて、従前の3万円給付の実績を最大限に活用。前倒しの情報提供、特定公的給付制度（注1）の活用促進に加え、自治体独自のオンライン申請システムや電子クーポン等の活用も推奨。
→ 約9割の自治体で年内予算化、約290自治体が年内支給開始（予定含む）。年明け以降はさらに支給が進む見込み。
- これに続く給付（重点支援地方交付金により措置）についても、関係機関で連携し、事務負担の軽減と、できる限り迅速な給付を目指す。
 - ・自治体から国への各種申請等は可能な限り簡素化。円滑な執行に必要な情報は、検討段階から前倒しで提供。
 - ・自治体の選択により、「ファストパス」などの仕組みを設けることを推奨。
 - ・給付支援システム、推計所得税額等算定ツールをデジタル庁で開発。自治体の導入・初期費用も支援。

現在の一般的な給付の流れ



デジタルを積極的に活用した新たな給付の流れ



→ **全自治体分を特定公的給付（注1）に包括指定（告示）**
※個別の自治体からの申請・審査は不要となる。

→ **国が提供する推計所得税額等算定ツールの導入**
・ 定額減税と連動した給付の算定に必要な税データを簡易に抽出。これを元に対象者の推計所得税額等を一括算定。
※自治体のシステム改修不要。リスト作成作業が簡便化。

ファストパス

→ **国が提供する給付支援サービスの導入**

- ・ 自治体に対象者リストを予め登録
- ・ 住民はマイナンバーカードで本人確認して申請
- ・ 申請から口座入金まで数日間、デジタルで完結
- ※自治体のシステム改修不要。導入・初期費用は国が支援。審査等の事務処理負担を軽減。
- ・ 令和6年2月半ば運用開始、希望自治体に順次拡大

→ **自治体独自のオンライン申請システムの活用も推奨**
確認書記載のQRコード等を活用し、スマホのアプリやパソコンからオンラインで申請
※これまでの給付金において、約100団体で自治体独自のオンライン申請システムの活用実績がある。

スーパーファストパス

→ **積極的な広報により自らが対象と分かっている方（すでに非課税世帯として給付を受けている世帯に子どもがいる場合など）については、通知を待たずにオンライン申請することも可能**

（注1）指定された給付について、支給判定に必要な他部局・機関の情報の活用が容易になる制度。対象者を予め特定して積極支給可能。現在は各自治体ごとに、申請・審査を経て個別指定。

（注2）給付支援サービスを利用する場合。自治体独自のオンライン申請システムの場合には、申請から一定の手続きまでがデジタル化される。

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

令和5年12月14日
内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する。

(1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

(2) こども加算

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

(3) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記(2)に準じた加算を行う。

(4) 調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。

(5) 執行

- ・ 上記(1)及び(2)の給付については、地方公共団体の事務処理等を踏まえつつ、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指す。
- ・ 上記(3)及び(4)の給付については、令和6年に入手可能な情報を基に支給を行っていくこととしつつ、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手など、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。
- ・ 重点支援地方交付金の仕組みを活用し、上記の標準事業を行う地方公共団体に対して、これに必要となる給付費及び事務費を交付する。なお、簡素迅速な給付がなされるよう、関係機関と連携して、給付を支援するサービス等の開発・導入支援を国主導で行い、地方公共団体におけるデジタル技術を積極的に活用した取組みを促す。あわせて、国民への丁寧な説明・周知広報を行う。